

令和5年4月

介護職員等ベースアップ等 支援加算

介護職員等ベースアップ等支援加算とは

2022年10月の臨時報酬改定において、介護職員等の処遇改善を目的として新たな加算「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され、今までの「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」と併せて、職員の処遇改善を目的とした3つの加算制度により運用されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算の算定要件

- ① 対象職員： 介護職員
ただし、事業所の判断で、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる。
- ② 算定要件
 - ・ 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
 - ・ 加算額の3分の2は介護職員等の「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引き上げに使うこと。

介護職員等ベースアップ等支援加算の支給

- ベースアップ等支援加算の職員への支給は、例月給与時に支援加算として行います。

- ベースアップ等支援加算の職員への配分は、介護職員への配分を手厚くし、他の職員にも配分を行います。

社会福祉法人 霞桜会

〒300-0876

茨城県土浦市北荒川沖町8番1号

TEL 029-830-4755 fax 029-830-4771

e-mail morinoie@intio.or.jp